

【ご意見募集期間】

令和8年2月4日（水）から令和8年3月3日（火）まで
募集期間外のご意見の受付はできませんのでご注意ください。

【提出方法及び提出先】

○ 送付の場合：

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市都市整備局 市街地整備部 住環境整備課 密集市街地整備グループ
※令和8年3月3日（火）必着

○ ファックスの場合

06-6202-7025

※送付用紙に「大阪市密集住宅市街地整備プログラム（中間見直し案）に対する意見」と明記ください。

○ 電子メール（Eメール）の場合

misshu-program@city.osaka.lg.jp

あてに、この様子を添付のうえ、送付してください。

※メール件名を「大阪市密集住宅市街地整備プログラム（中間見直し案）に対する意見」と明記ください。

○ 持参の場合

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階
大阪市都市整備局 市街地整備部 住環境整備課 密集市街地整備グループ
※業務時間（閉庁日を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで）以外は受付できません。

【ご意見の取り扱いについて】

※電話や窓口での口頭によるご意見は、受け付けておりません。

※ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

※いただいたご意見は、受付期間終了後にとりまとめ、本市の考え方とあわせてホームページ等で一括して公表します。公表の際、内容の要約または一部の表現をあらためさせていただくこともあります。あらかじめご了承ください。

【その他】

- いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人または法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報（大阪市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報）については公表いたしません。
- ご意見、住所、氏名、電子メールアドレス等につきましては、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、提出いただいたご意見の内容を確認するという目的以外には利用・提供いたしません。

【問合せ先】

大阪市都市整備局 市街地整備部 住環境整備課 密集市街地整備グループ
電話（06-6208-9234）